

壬生町新型コロナウイルス感染拡大防止休業協力金申請要領

I 申請手続き

【受付期間】令和2年5月20日（水）～7月31日（金）まで

※7月31日（金曜日）の消印有効とします。

【申請方法】郵送で提出してください。

【提出先】〒321-0292

壬生町通町12番22号 壬生町経済部商工観光課

【申請書類】・申請書兼請求書（様式第1号）

・誓約書（様式第2号）

・添付書類

申請金額	10万円の場合	5万円の場合
添付書類	・ 県の協力金の支給決定通知書の写し (4) 申請者の振込口座が確認できる書類	(1) 申請者（代表者）本人を証明する書類 (2) 交付対象の施設・店舗等であることが確認できる書類 (3) 休業していることが確認できる書類 (4) 申請者の振込口座が確認できる書類

※ 添付書類の例

添付書類	主なもの
(1) 申請書（代表者）本人を証明する書類	顔写真つきの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）の写し いずれか1点
(2) 交付対象の施設・店舗等であることが確認できる書類	営業許可証、確定申告書の控え等、業種が分かる書類の写し いずれか1点 ※上記書類がない場合は施設の外観（社名や店舗名入り）及び内観写真など
(3) 休業していることが確認できる書類	休業を告知する HP・SNS・店頭ポスターの写し、店頭に貼紙等で休業を告知している状況写真、利用者への休業を知らせる通知の写し等 いずれか1点
(4) 申請者の振込口座が確認できる書類	預金通帳（金融機関名、口座名義、口座番号のページ（通帳見開き頁））等の写し

Ⅱ 壬生町新型コロナウイルス感染拡大防止休業協力金の概要

1 趣旨

壬生町は、新型コロナウイルスの感染拡大に対し、栃木県が令和2年4月17日に公表した緊急事態措置に伴う休業の要請及び協力依頼に応じ、施設の使用停止等へのご協力をいただいた事業者に対し、「新型コロナウイルス感染拡大防止休業協力金」（以下「協力金」といいます。）を交付いたします。

2 交付額

次のⅢ 申請要件の2 (1) に該当する場合・・・10万円

2 (2) に該当する場合・・・5万円

3 交付の時期

次のⅢ 申請要件の2 (1) に該当する場合・・・県の交付決定を受けた後に町に申請をいただき、その後となります。

2 (2) に該当する場合・・・申請受付後、審査・決定を経て、順次お支払いします。

Ⅲ 申請要件

本協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」といいます。）とします。

1 緊急事態措置を実施する前（令和2年4月17日以前）から、次のいずれかの対象施設を運営している方が対象です。

(1) 「基本的に休止を要請する施設」に属し、休止を要請されている施設

(2) 「事業の継続を求める施設」の内、「食事提供施設」

※ 対象施設一覧（栃木県 HP）

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/documents/20200427taishousisetsu.pdf>

2 1の施設について、緊急事態措置の期間（令和2年4月18日から5月6日まで）において、栃木県の要請に応じ、次の期間、壬生町に有する施設を休業した事業者

(1) 令和2年4月21日から5月6日まで継続して休業した事業者

(2) 令和2年5月2日から5月6日まで継続して休業した事業者

3 申請者の代表者又は役員が壬生町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことが必要です。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないことが必要です。

Ⅳ その他

1 本協力金に関する問合せ先

壬生町 経済部商工観光課 商工振興係 TEL 81-1845

※感染拡大防止の観点から、対面での申請受付・相談は行いません。

2 本協力金の申請に必要な書類等の入手方法

(1) 町のホームページからダウンロード

(2) 壬生町役場、南犬飼・稲葉出張所、壬生町商工会で入手可能です。

3 交付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは協力金を交付します。本協力金の交付開始は5月下旬を予定しています。

4 通知等

(1) 申請書類の審査の結果、本協力金を交付する旨の決定をしたときは、交付に関する通知を発送いたします。

(2) 申請書類の審査の結果、本協力金を交付しない旨の決定をしたときは、不交付に関する通知を発送いたします。

5 その他

(1) 本協力金の交付の決定後、虚偽の申請等をしたことが判明した場合には、壬生町は、本協力金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は、町に協力金の返還をすることとなります。

(2) 壬生町は、協力金の支給前又は支給後にかかわらず、必要があると認められる場合は、現地調査を行い、又は協力金の申請者若しくは交付を受けた者に報告若しくは書類の提出を求めることがあります。

(3) 壬生町は、申請書類に記載された情報を税務情報として使用することがあります。

(4) この交付金は、確定申告が必要な収入となります。